ことができます

舎での申告相談は実施しません

この期間中は、土浦税務署庁

受付時間を早める場合あり) 午後4時です。(混雑状況により せん)受付時間は、午前9時~

のでご注意ください。

の消費税および地方消費税は4

# 遠付申告はいつから **提出できるの?**

2 月 19、

26日の日曜日に限り、

で申告相談を行います。また、 ピングセンター「さん・あぴお」

確定申告書の受付を行います 申告相談、確定申告用紙の配布、 なります

月2日側が申告・納付の期限と

から3月15日休までの期間(土)

祝日を除く)、新治ショッ

土浦税務署では、2月7日の

る2月16日休以前でも提出する 合は、所得税の確定申告が始ま などを受けて還付申告をする場 マンで年末調整済の方で、医療 がされていない方や、サラリー 費控除や住宅借入金等特別控除 年の中途で退職し税金の精算

得税が3月15日は、個人事業者 ④平成23年中に支払った証明書 **確定申告はいつまで?** 平成23年分の確定申告は、所 署からのお知らせ

きません。 い場合には、 わせて持参してください

※収支内訳書が作成されていな 申告を受け付けで

訳書を作成し、領収書などとあ

がある方は、 営業や農業、

事前に必ず収支内 不動産などの所得

> 震保険料、 または領収書生命保険料、 健康保険・国民年金)など 社会保険料 (国民

受け取った方は、その支払通 生命保険などの満期保険金を

⑤医療費控除を受ける方は、医 療費の領収書および保険など で補てんされた金額(高額療

外交員報酬、

原稿料、

講演料 その

などの収入がある方は、

支払調書

※必ず合計金額を計算しておい 養費や生命保険などで戻って きた金額)の明細書

⑥障害者控除を受ける方は障害 てください。 ている方は、 者手帳など(介護認定を受け 障害者控除対象

## (現金納付の窓口業務は行いま は2月 1 3

確定申告会場が

変わります

### 等特別控除申告無料説明会

(土浦税務署主催)

◆【開催場所】 イーアスつくば イーアスホール (つくば市研究学園 C 50街区 1 (つくば市下平塚407))

【期日】 1月31日(火)~2月3日(金) 【受付時間】午前10時~午後3時

#### ※対象者

平成23年分について、収入が年末調整済の給与所得のみの方で、 ①新規に取得などした住宅に平成23年中に居住し、住宅借入金等 特別控除を受けられる方②東日本大震災により、住宅や家財などに 被害を受けられた方で、雑損控除を受けられる方

#### ※持参物

#### ○次の①の方と②の方に共通するもの

- ・平成23年分の給与所得の源泉徴収票(原本)/・印章(認印)
- ・還付金を受ける場合の振込先金融機関名、支店名および口座番号の わかるもの
- ①新規に取得した住宅に平成23年中に居住し、住宅借入金等特別控 除を受けられる方
- ・住民票の写し/・家屋の登記事項証明書/・工事請負契約書または 売買契約書など、家屋の取得価格・増改築費用を明らかにできるもの のコピー/・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書/・土地 (敷地)の購入に係る借入金について、この控除の適用を受ける場合は、 土地の登記事項証明書および土地の売買契約書などの土地取得価額を 明らかにできる書類のコピー/・増改築の場合は、上記の各種類のほ

#### 還付申告無料税務相談会(稅理士会土浦支部主催)

【会場】

者認定書

- 1、つくば市役所2階研修室1
- 2、税理士会税務相談所

(土浦市東真鍋町2-5 (土浦市民会館隣))

【期間】 1 = 2月 6日月9~ 24日9 ※土・日・祝日除く  $2 = 2 月 2 日(木) \sim 15 日(水)$ ※土・日・祝日除く

【受付時間】午前9時~11時・午後1時~3時

【対象者】・給与所得者で医療費控除などを受けられる方/・ 中途退職した方などで、給与所得について年末調整がお済み でない方/・所得が公的年金などにかかる雑所得のみの方で、 雑損控除や医療費控除などを受けられる方

かに、建築確認済証の写しまたは増改築等工事証明書/・認定長期優 良住宅の新築などの場合は、上記の各書類のほかに、次の(イ)およ び(ロ)の書類…(イ)その家屋に係る長期優良住宅建築等計画の認 定通知書の写し(ロ)住宅用家屋証明書(もしくはその写し)または 認定長期優良住宅建築証明書

②東日本大震災により、住宅や家財などに損害を受けられた方で、平 成23年分の雑損控除を受けられる方

・被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの/・被害を受 けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの/・ 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの/・被害 を受けたことにより受ける保険金などの金額がわかるもの/・市町村 から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書の写し